

船橋市栄養関係功労被表彰候補者推薦会議設置要綱

(設置)

第1条 栄養関係功労に係る表彰の被表彰候補者の推薦を公正かつ適正に行うため、船橋市栄養関係功労被表彰候補者推薦会議（以下、「会議」という。）を置く。

(表彰)

第2条 被表彰候補者を推薦する表彰は、次に上げるものとする。

- (1) 栄養関係功労者及び栄養関係優良施設・組織に対する厚生労働大臣表彰
- (2) 栄養関係功労者及び栄養関係優良施設・組織に対する千葉県知事表彰及び健康福祉部長表彰

(組織)

第3条 会議は、保健所長（以下「所長」という。）、保健所理事、保健所次長、保健総務課長をもって組織する。

(招集及び議事)

第4条 会議は、所長が招集し、議事の進行及び整理は、保健総務課長が行う。

(意見等の聴取)

第5条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の庶務)

第6条 会議の庶務は、保健総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。(保総第1051号)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。(地保第735号)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。(地保第931号)

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。(地保第6737号)